

次世代層を対象とした
交流支援事業

(2025年度活動分)

仕様書

2025年3月

原子力発電環境整備機構

仕様書

1. 件名

次世代層を対象とした交流支援事業（2025年度活動分）

2. 事業目的

最終処分事業は長期にわたる事業であることを踏まえると、次世代層に地層処分について考えて頂くことが重要であることから、次世代層に最終処分事業への関心と理解を高めて頂くために、次世代層を対象とした交流支援事業を実施する。

3. 業務委託における基本的遵守事項

本事業の受託者は、委託された業務を担当する関係者全員に次の基本的事項について説明を行い遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、機構の掲げる経営理念に則り、かつ、機構の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって委託業務を実施すること
- (2) 受託者は、機構の事業の公正性、透明性及び信頼性を棄損することのないよう委託業務を実施すること
- (3) 受託者は、上記（1）、（2）に加え、機構の事業に関する国民への理解活動において説明会等を開催する場合、以下の行為を行なわないこと
ア．金銭・便益等の提供を伴う参加者募集
イ．意図的な参加者の選別及び発言の誘導
- (4) 受託者が教材の製作を行う際は、引用について著作の範囲、使用の制限など事前に権利者に確認を行うことを徹底する。また、確認した日付、相手、内容を機構に報告すること。
- (5) 業務の実施状況について、機構の求めに応じて書面で報告すること。

4. 事業内容

原子力関係地域・福島県・電力大消費地の高校生同士の研修・フィールドワーク・視察（国内及び海外）等について、事業目的を踏まえ実施する。

(1) 支援対象先の事業内容

事業目的達成のため、以下の先進的な活動を支援するものである。

NPO 法人ハッピーロードネットが主催する「ふくしまハイスクールアカデミー」の活動は福島県内の高校生を中心に社会問題を「自分事」化することで主権者意識を高め、共感力・協働力、多様な意見を尊重する力などを身につけるとともに、世界の直面する課題と福島の復興の重要性を国内外に発信することを目的としており、2025年度では高レベル放射性廃棄物の処分に関する技術や政策について、次世代層が海外と日本の現状と将来を学び・考える研修プログラムを展開し、研修成果を国内外に発信する。

(2) 参加者の募集

- ・参加者の募集・企画・研修等にあたっては、前項のNPO法人ハッピーロードネット（以下「主体団体」）を参画させることとし、参加者との窓口として連携することで、参加者および学校・保護者との良好な関係性構築を図るものとする。
- ・原子力関係地域・福島県・電力大消費地の高校生14名程度を募集すること。なお、参加者の募集方法については任意とするが、以下の項目を必須とすること。
氏名（ふりがな）、年齢、学年、学校名、最寄り駅、住所、電話番号、緊急連絡先、緊急連絡先との関係性、出生地、パスポートナンバー、E-MAIL、アレルギー等。
※その他項目についても追加可能とする。
- ・参加者には参加決定通知書を各参加者宛に郵送すること。

- ・募集期間終了後、参加者情報を取りまとめ機構に報告すること。
 - ・募集人数や募集期日等については調整の上、費用や実態にあったものとする。
- (3) 事業推進にあたって
- ・参加者には未成年が含まれるため、参加者及びその保護者に対して、本事業の位置づけ、目的や実施事項についての説明を行い、参加者及び保護者より参加承諾書を取得し、「5、納品先」に共有すること。なお、承諾書の形式については任意とする。承諾書を得られない場合については、参加を不可とする。
 - ・実施時期については、学業に支障がない日程とし、関係各位と連携し日時を決定すること。
 - ・研修当日の運営（進行、会場設営等）を行うこと。
- (4) 旅券・宿の手配
- ・本事業では国内及び海外への移動が発生するため、旅券・宿泊先・移動手段について必要な数量を手配すること。なお、手配時には団体割引などを適用し、効率的な手配が可能な手段を講じること。
 - ・30名程度が一堂に会し情報提供・ワークショップなどを実施する会議室等を手配すること。
 - ・活動報告会については、150名程度の収容規模の会場を確保すること。
 - ・人数や規模等については目安であり、実施にあたっては、費用や実態にあったものとする。
- (5) 講師の手配
- ・地層処分を主体とする原子力の諸問題に関して検討するものであるため、参加者への専門知識を付与するための情報提供及びアドバイスを行う講師を手配すること。
 - ・参加者同士の議論をスムーズ且つ活発化させるために、可能な範囲で大学生等のファシリテーターを手配すること。
- (6) 企画検討・研修等の実施
- ①本事業では、地層処分事業を主体とする原子力の諸課題に関して考えるキッカケを創ることが求められているため、以下の研修を実施すること。なお、最終的な企画（具体的なプログラム）の検討・実施にあたっては、主体団体及び関係個所と連携し、安全且つ確実な実施を図る事。
- ◆事前研修

日本における地層処分事業に関連する知識を深めるために、JAEA 幌延深地層研究センター等を代表複数名にて視察し、その結果を動画やスライドなどを使い、日本の地層処分事業に関する研究について、対面もしくはオンライン等を活用して全参加者に共有すること。
 - ◆海外先進地の次世代層との交流会

海外先進地から来日する次世代層と本事業参加者との交流の場を設置し、各々の文化や考え方等の違い、また共通点を認識し、今後の海外研修での理解浸透に繋げるよう構成する。

※6月に来日予定にあるスウェーデンの次世代層との交流会を開催する。詳細は、当機構等と協議の上、決定する。原則、会場費等の必要経費以外は先方負担とする。
 - ◆国内研修

海外先進地視察をより深い理解に繋げていくために、有識者（資源エネルギー庁、原子力発電環境整備機構、日本原燃講師、有識者等）による情報提供や国内の原子力関連施設の視察、ワークショップ等、次世代層が地層処分事業をはじめとするエネルギー問題等について自分事化できるような構成とすること。
 - ◆海外研修

海外の高レベル放射性廃棄物の地層処分先進地（欧州）を訪問し、現地視察や地元高校生・大学生等との交流を通じて学びを深め、先送りできない現状や最終処分政策について深く学べる構成とすること。

※海外行程については、関係機関・当機構と連携し、効果的且つ効率的な行程を確保すること。
 - ◆成果報告会

国内・海外で学んだことを取りまとめ、日本の放射性廃棄物に対する向き合い方等について

て報告を行うこと。

◆事後広報

本事業にて学んだこと・得られた知識等、課題認識の広がりを図るために、参加者が所属する学校等にて報告会を実施するなど、波及効果を高める企画を実施すること。

- ②国内・海外での研修を行うために必要となる備品（模造紙・付箋等・Wifi）、運営マニュアル、しおり、必要な資料・物品を準備し、スムーズな運営を図ること。
- ③海外視察への対応として、必要に応じて通訳（日⇄英）を1名程度手配すること。

(7) 広報用冊子の制作

- ①本研修の実施内容について取り纏め、広報用冊子を500部（日本語版）、100部（英語版）制作すること。なお、制作した冊子は、当機構と協議の上、広く本取組を広報するために関係各所へ配布・活用すること。
広報用冊子部数は目安であり、当機構等と協議の上、決定するものとする。
- ②広報用冊子データは8. 納品先へ納入すること。

(8) その他留意事項

- ①本事業の参加者には、万が一の事態に備えるために、イベント実施期間については、各自で保険を手配させ、万全の体制を整えること。

5. 委託料の支払い

- ・支払いについては、確定検査後払いとする（確定月の翌月末までに支払う）。ただし、契約書の定めに基づき、受託者は、業務の完了前に業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、委託業務の完了前に概算払請求書を提出し、機構の確認を受けた後に支払いを受けることができる。本契約においては、概算払いは3回を限度とし、機構は概算払いの請求を受けた月の翌月末までに支払うものとする。
- ・活動支援金の請求に際しては、団体ごとに、支払帳票ごとの管理番号等と金額を記載した一覧表を作成し提出する。
- ・交通費及び宿泊費の請求に際しては、団体ごとに、訪問者、訪問日時、金額がわかるような一覧表を作成し提出する。

6. 事業期間

委託契約締結日と2025年4月1日のいずれか遅い日から2026年1月15日まで

7. 納品物

(1) 納品物

- ①「委託事業完了報告書」（※様式は別途指定する）
- ②「実績報告書」（※様式は別途指定する）
- ③ 広報用冊子（PDFデータ）
- ④ 本研修で作成したデータ一式（資料・写真・動画・音声等）

(1) 納期

2026年1月15日までに速やかに提出すること。

8. 納品先

原子力発電環境整備機構 広報部地域コミュニケーショングループ

9. 特記事項

(1) 再委託の扱い

- ・再委託は、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止。

<再委託認定基準>

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理に関する業務以外の再委託について、以下の要件のいずれかを満たす場合にこれを認める。

- ①受託者が再委託した方が効率的である場合
- ②委託内容に高い知見を持った第三者を必要とする場合
- ③その他事情を勘案し、必要な場合

- ・契約当初から再委託を予定している場合は、実施体制図を作成し、入札時に再委託先の事業概要及び業務実績等とともに機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題ないことを確認した後に契約の締結を行う。なお、再委託比率が50%を超える場合はその理由を書類に記載のこと。

(2) 疑義が生じた場合の扱い

- ・本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に明示がない事項について疑義が生じた場合には、その都度、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上